

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
2月21日
(金曜日)

目次

- 規則
都市計画法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………
- 告示
公衆浴場入浴料金統制額の指定に関する告示の一部改正（環境政策課）……………
県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等（会計課）……………
- 公安委告示
警備員等の検定の実施……………
- 雑報
公文書の開示の状況の公表……………
個人情報情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表……………



都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十五年山口県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は」を「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法

（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は」に改め、「開発行為（」の下に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び」を加える。

第十一条中「又は」を「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は」に改め、「開発行為（」の下に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び」を加える。

別記第三号様式の注3を削る。
別記第十六号様式中

宅地造成工事 規制区域	災害危険区域	地すべり防止 区域	急傾斜地崩壊 危険区域	土砂災害特別 警戒区域
区域外	区域外	区域外	区域外	区域外

宅地造成等 特定盛土等 規制区域	災害危険区 域	地すべり防 止区域	急傾斜地崩 壊危険区域	土砂災害特 別警戒区域
区域外	区域外	区域外	区域外	区域外

を
に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。



山口県告示第五十号

公衆浴場入浴料金統制額の指定に関する告示（昭和五十八年山口県告示第二百四十五号）の一部を次のように改正し、令和七年三月一日から施行する。

令和七年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表料金の項中「四百五十円」を「四百八十円」に、「百六十円」を「百七十円」に、「八十円」を「九十円」に改める。

山口県告示第五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七

条の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、令和七年度において県が発注する業務（県庁舎等の清掃に係るものを除く。）の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

令和七年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六十七條の四（政令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、電子県庁基幹システム再開発及び運用保守業務、共通基盤構築及び運用管理業務、環境放射線監視システム更新業務、漁業調査船かいせいの定期検査業務並びに警察用ヘリコプターの整備及び耐空証明検査業務とする。

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第七十九号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、令和七年六月中に同年十月一日以降の資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。

(三) 競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三二一三九六〇）のホームページ（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/160/158716.html>）において公開するほか、山口県総務部管財課、山口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祢農林水産事務所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。



山口県公安委員会告示第二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和七年二月二十一日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 受検定員
雑踏警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和七年六月二日（月曜日）の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和七年六月十九日（木曜日）

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であって、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和七年四月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万三千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

雑踏警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和七年六月二日（月曜日）の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和七年六月二十六日（木曜日）

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和七年四月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万三千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

雑踏警備業務 二級 三十名

九 その他
 検定申請書を提出した警察署において交付する。

- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十六条の規定により、令和五年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

令和七年二月二十一日

山口県知事 村 岡 隆 政

1 公文書の開示請求又は開示申出の件数及び処理状況

公文書の開示請求又は開示申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示請求又は開示申出の件数等

① 令和5年度の開示請求 (単位 件)

開示請求の件数	処 理 状 況		取下げ
	開示	不開示	
1,561	826	253	125
		不開示情報に該当しない公文書存在拒否	
		17	48

② 令和5年度の開示申出 (単位 件)

開示申出の件数	処 理 状 況			その他
	開示	部分開示	非開示	
21	7	4	0	10

四

③ 令和4年度の開示請求又は開示申出(令和5年度中に処理したもの) (単位 件)

開示請求又は開示の件数	処 理 状 況			その他
	開示	部分開示	非開示	
69	21	28	1	19

備考 ()内は、開示申出の件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳

① 令和5年度の開示請求 (単位 件)

実施機関の区分	開示請求の件数	処 理 状 況			取下げ
		開示	部分開示	不開示	
総務部	105	32	26	42	5
総合企画部	28	10	10	8	0
環境生活部	192	160	3	27	2
健康福祉部	100	53	14	26	7
産業労働部	34	20	6	7	1
観光スポーツ文化部	19	8	5	5	1
農林水産部	102	64	17	11	10
土木建築部	499	345	40	32	82
会計管理局	15	7	3	5	0
計	1,094	699	124	163	108
議 会	35	14	15	6	0
教育委員会	64	40	12	12	0
選挙管理委員会	29	5	16	6	2
人事委員会	10	1	1	8	0
監査委員会	10	4	0	4	2
公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	245	33	62	148	0

労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	5/	26	10	4	0	2	2	0	1/	0
地方独立行政法人	23	4	13	6	1	3	2	0	0	0
合計	1,561	826	253	397	17	292	48	0	125	0

② 令和5年度の開示申出 (単位 件)

実施機関の区分	開示申出の件数	処 理 状 況			
		開示	部分開示	非開示	その他
総務部	4	1	2	0	1
総合企画部	1	0	0	0	1
知 環境生活部	0	0	0	0	0
健康福祉部	7	1	2	0	4
産業労働部	0	0	0	0	0
観光スポーツ文化部	0	0	0	0	0
農林水産部	4	1	0	0	3
土木建築部	5	4	0	0	1
会計管理局	0	0	0	0	0
計	21	7	4	0	10
議 会	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	0	0	0	0	0

労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0
合計	21	7	4	0	10	0

③ 令和4年度の開示請求又は開示申出 (令和5年度中に処理したもの) (単位 件)

実施機関の区分	開示請求又は開示申出の件数	処 理 状 況			
		開示	部分開示	非開示	その他
総務部	13	2	8	0	3
総合企画部	1	0	0	0	1
知 産業戦略部	0	0	0	0	0
環境生活部	1	0	1	0	0
健康福祉部	7	3	2	0	2
商工労働部	1	0	1	0	0
観光スポーツ文化部	0	0	0	0	0
農林水産部	12	6	1	0	5
土木建築部	13	7	5	0	1
会計管理局	0	0	0	0	0
計	48	18	18	0	12
議 会	0	0	0	0	0
教育委員会	3	2	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0

公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	17	1	9	1	6
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
公営企業管理者	1	0	0	0	1
地方独立行政法人	0	0	0	0	0
合計	69 (1)	21	28 (1)	1	19

備考 () 内は、開示申出の件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳

① 令和5年度の開示請求

(単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	不開示		合計
		不開示情報に該当	存否応答拒否	
個人に関する情報 (第1号)	192	5	43	240
行政機関等匿名加工情報 (第2号)	0	0	0	0
法人等情報 (第3号)	118	3	2	123
犯罪捜査等情報 (第4号)	4	0	2	6
審議・検討等に関する情報 (第5号)	10	2	0	12
事務又は事業に関する情報 (第6号)	12	8	3	23
合計	336	18	50	404

備考

/ 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県情報公開条例 (以下「条例」という。) 第7条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の①の表の「部分開示」、「不開示情報に該当」及び「存否応答拒否」のそれぞれの合計件数と一致しない場合がある。

② 令和5年度の開示申出

(単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘等情報 (第1号)	1	0	1
個人等情報 (第2号)	2	0	2
法人等情報 (第3号)	2	0	2
犯罪捜査等情報 (第4号)	2	0	2
意思形成過程情報 (第5号)	0	0	0
行政運営情報 (第6号)	0	0	0
協力・信頼関係情報 (第7号)	1	0	1
合議制機関等情報 (第8号)	0	0	0
合計	8	0	8

備考

/ 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、条例附則第3項に規定する条例の施行の際における公文書の開示について定めた規程 (以下「規程」という。) 第5条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の②の表の「部分開示」及び「非開示」のそれぞれの合計件数と一致しない場合がある。

③ 令和4年度の開示請求又は開示申出 (令和5年度に処理したもの)

(単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘等情報 (第1号)	0	0	0
個人等情報 (第2号)	23 (1)	0	23 (1)
法人等情報 (第3号)	5	0	5
犯罪捜査等情報 (第4号)	1	1	2
意思形成過程情報 (第5号)	0	0	0
行政運営情報 (第6号)	4	0	4
協力・信頼関係情報 (第7号)	1	0	1
合議制機関等情報 (第8号)	0	0	0
合計	34 (1)	1	35 (1)

備考

/ 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県情報公開条例の一部を改正する条例

(令和4年山口県条例第42号)による改正前の条例第11条又は規程第5条の号名である。
 2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の③の表の「部分開示」及び「非開示」のそれぞれの合計件数と一致しない場合がある。
 3 「部分開示」欄及び「合計」欄の()内は、開示申出の件数であり、いずれも外数である。

2 審査請求又は不服の申出の件数及び処理状況
 審査請求又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

審査請求又は不服の申出	審査請求に対する裁決又は不服の申出に対する回答				取下げ	審査中
	認容	一部認容	棄却	却下		
35 (26)	0 (1)	0 (3)	0 (7)	0 (0)	0 (0)	35 (15)

備考 ()内は、前年度末に審査中であつたものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年山口県条例第四十号)第六条の規定により、令和五年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表します。

令和七年二月二十一日

山口県知事 村 岡 隆 敏

1 個人情報の開示請求の件数及び処理状況

個人情報の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示請求の件数等

① 令和5年度の開示請求 (単位 件)

開示請求の件数	処 理 状 況				取下げ			
	開示	部分開示	不開示	不開示情報公文書存在拒否に該当				
448	220	168	57	0	43	1	13	3

② 令和4年度の開示請求 (令和5年度中に処理したもの) (単位 件)

開示請求の件数	処 理 状 況			その他
	開 示	部分開示	非 開 示	
14	4	6	4	0

(2) 実施機関別の内訳

① 令和5年度の開示請求 (単位 件)

実施機関の区分	開示請求の件数	処 理 状 況				取下げ			
		開 示	分 示	不開示	不開示情報公文書存在拒否に該当				
総務部	23	7	3	12	0	12	0	0	1
総合企画部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境生活部	1	0	1	0	0	0	0	0	0
健康福祉部	59	47	11	0	0	0	0	0	1
産業労働部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光スポーツ文化部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産部	3	0	2	1	0	1	0	0	0
土木建築部	17	7	3	7	0	7	0	0	0
会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	103	61	20	20	0	20	0	0	2
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	93	78	8	7	0	7	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	1	0	1	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	184	28	134	21	0	8	1	12	1
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0

日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	1	1	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	65	51	5	9	0	8	1	0	0
合計	448	220	168	57	0	43	1	13	3

② 令和4年度の開示請求(令和5年度中に処理したもの)(単位:件)

実施機関の区分	開示請求の件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	非 開 示	そ の 他	
総 務 部	0	0	0	0	0	
総 合 企 画 部	0	0	0	0	0	
産 業 戦 略 部	0	0	0	0	0	
環 境 生 活 部	0	0	0	0	0	
健 康 福 祉 部	3	1	0	0	2	
商 工 労 働 部	0	0	0	0	0	
観 光 スポー ツ 文 化 部	0	0	0	0	0	
農 林 水 産 部	0	0	0	0	0	
事 務 部	0	0	0	0	0	
土 木 建 築 部	0	0	0	0	0	
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	
計	3	1	0	0	2	
議 会	0	0	0	0	0	
教 育 委 員 会	2	1	1	0	0	
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	9	2	5	0	2	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	

収 用 委 員 会	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	0	0	0	0	0
合計	14	4	6	0	4

(3) 開示をしない理由の内訳

① 令和5年度の開示請求

(単位:件)

開 示 を し な い 理 由 の 区 分	部 分 開 示	不 開 示	合 計
開 示 請 求 者 に 関 す る 情 報 (第1号)	2	0	2
開 示 請 求 者 以 外 の 個 人 に 関 す る 情 報 (第2号)	164	0	164
法 人 等 情 報 (第3号)	6	0	6
国 の 安 全 等 に 関 す る 情 報 (第4号)	0	0	0
公 共 の 安 全 に 関 す る 情 報 (第5号)	24	0	24
審 議、 検 討 等 に 関 す る 情 報 (第6号)	10	0	10
事 務 又 は 事 業 に 関 す る 情 報 (第7号)	83	0	83
存 否 応 答 拒 否	0	1	1
公 文 書 不 存 在	0	43	43
適 用 除 外	0	13	13
合 計	289	57	346

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の()内は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第78条第1項の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の①の表の部分開示の件数と不開示の件数との合計件数より多くなっている。

② 令和4年度の開示請求(令和5年度中に処理したもの)(単位:件)

開 示 を し な い 理 由 の 区 分	部 分 開 示	非 開 示	合 計
法 令 秘 等 情 報 (第1号)	0	0	0

未成年者情報	報 (第2号)	0	0	0
第三者情報	報 (第3号)	6	0	6
法人等情報	報 (第4号)	2	0	2
犯罪捜査等情報	報 (第5号)	0	0	0
意思形成過程情報	報 (第6号)	0	0	0
評価・選考等情報	報 (第7号)	0	0	0
行政運営情報	報 (第8号)	6	0	6
協力・信頼関係情報	報 (第9号)	2	0	2
合議制機関等情報	報 (第10号)	0	0	0
存否応答拒否		0	0	0
公文書不存	在	0	2	2
適用除外		0	2	2
合計		16	4	20

備考

- 1 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、個人情報の保護に関する法律施行条例附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の山口県個人情報保護条例(平成/3年山口県条例第43号) 第16条の号名である。
- 2 事実により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の②の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況
個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。
(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理 状 況		その他
	訂 正	不 訂 正	
/	0	/	0

- 3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況
個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。
(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況			
	利用停止	不利用停止	未 処 理	そ の 他
0	0	0	0	0

- 4 審査請求の件数及び処理状況
審査請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。
(単位 件)

審査請求の件数	審査請求に対する裁決					取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	下 げ	
21 (32)	0 (1)	0 (2)	0 (12)	0 (0)	0	21 (17)

備考 () 内は、前年度末に審査中であつたものの件数であり、いずれも外数である。

令和七年二月二十一日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市